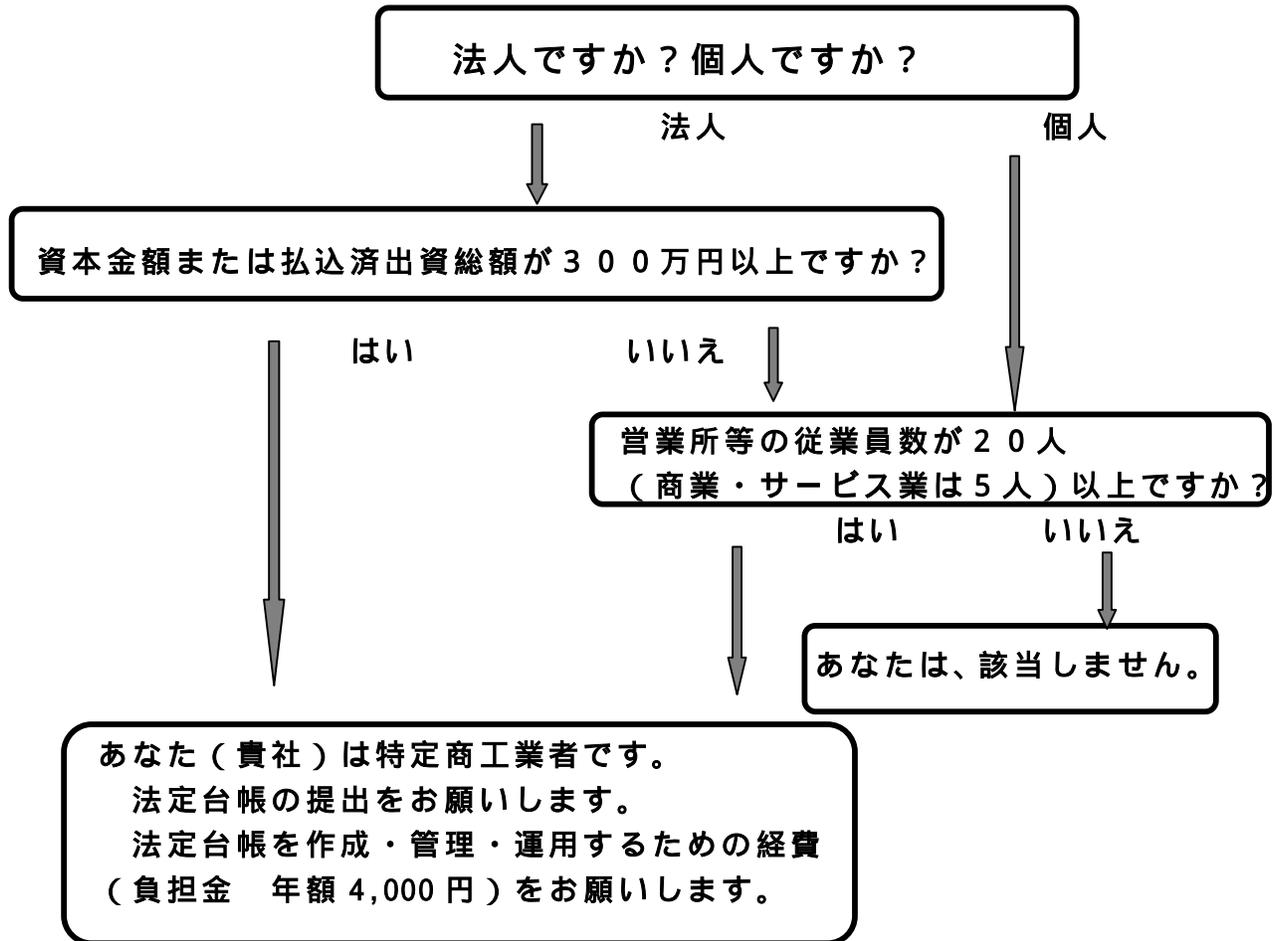


参 考

## 貴社は、特定商工業者ですか？

「特定商工業者」は商工会議所法（昭和 28 年 8 月 1 日法律 143 号）によって定められた制度で、毎年 4 月 1 日現在で、岡崎市内に 6 カ月以上営業所・事務所・工場等を有する商工業者のうち、一定基準に該当する事業者のことです。

### S T A R T



#### 参考

**法定台帳** 「特定商工業者」は、その事業内容を商工会議所に登録することが法律で定められており、この登録内容をもとに法定台帳が作られます。

法定台帳は、市内 4000 社を超える企業のデータベースとなっており、商工会議所は、最善の注意を払って管理する一方、様々な施策展開や調査等に役立ってます。

**負担金** 法定台帳の作成ならびに管理運用に要する経費は、特定商工業者該当者の過半数の同意と経済産業大臣の許可（岡崎市長に権限が委任されている）を得て、ご負担を願っております。負担金を納入すると、岡崎商工会議所の様々な事業をご紹介するための会報が年 2 回お手元に届きます。また、岡崎商工会議所の議員選挙権（1 個）が行使できます。

（平成 19 年 7 月現在）

# 「商工会議所法」(法律第 143 号 昭和 28 年 8 月 1 日公布)の

## 法定台帳に関する条文抜粋

### (法定台帳の作成)

第 10 条 商工会議所は、成立の日から 1 年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という。)を作成しなければならない。

(2～6 項まで略)

7 特定商工業者は、第 1 項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

8 特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

### (法定台帳の運用及び管理)

第 11 条 商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

2 商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3 商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

### (負担金)

第 12 条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。